

社会福祉法人ときわ福社会 理事及び監事報酬規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人ときわ福社会（以下「当法人」という）定款第21条の規程に基づき、理事及び監事（以下「役員」という）の報酬について定めるものとする。

（報酬の支給）

第2条 役員には、業務に応じた報酬を支給する。

（役員の報酬の算定方法）

第3条 報酬については、別表1に定める額とする。

（適用除外）

第4条 施設職員であって役員を兼務する者については、この規程を適用しない。

（報酬の支給方法）

第5条 役員に対する報酬は、当該業務に従事した都度、支給する。

2 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

（付 則）

この規程は、令和7年6月15日より施行する。

別表 1 （役員の報酬）

（１）理事

業 務	日 額
理事会等会議への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

（２）監事

業 務	日 額
監事監査、理事会等への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円